（実運送体制管理簿の作成の対象となる貨物の重量の下限）

第十三条の十三　法第二十四条の五第一項の国土交通省令で定める重量は、一・五トンとする。

（実運送体制管理簿を真荷主から引き受けた貨物の運送ごとに作成することを要しない場合）

第十三条の十四　法第二十四条の五第一項ただし書の国土交通省令で定める場合は、元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から法第二十四条の五第一項第一号の貨物自動車運送事業者のうち請負階層が最も大きいものに至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十三条の十五　法第二十四条の五第六項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準）

第十四条　法第二十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第三章　特定貨物自動車運送事業

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第二十五条の二　第八条の規定は、輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可又は特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け、特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併、分割若しくは相続による特定貨物自動車運送事業の継続の認可を申請しようとする特定貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、同条中「第三条」とあるのは「第二十二条」と読み替えるものとする。

（書面の交付）

第二十六条　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の国土交通省令で定める場合は、第十三条の七第一項に規定する場合とする。

２　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、第十三条の七第二項各号に掲げるものとする。

３　第十三条の七第三項の規定は、特定貨物自動車運送事業者が法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合について準用する。

（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第二十六条の二　第十三条の八の規定は、令第二条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について準用する。

（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十六条の三　令第二条第三項において準用する同条第一項の国土交通省令で定める方法は、第十三条の九第一項各号に掲げる方法とする。

２　第十三条の九第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

（運送利用管理規程を定める特定貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送の規模）

第二十六条の四　法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の二第一項の国土交通省令で定める規模は、第十三条の十に規定する規模とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）

第十四条　法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

第三章　特定貨物自動車運送事業